

平成 29 年 4 月 10 日

各 位

会 社 名 スミダコーポレーション株式会社 代表者名 代表執行役CEO 八幡 滋行 (コード 6817 東証第一部) 問合せ先 広報・IR チーム TEL, 03-6758-2473

# 新株式発行及び株式売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関する お知らせ

当社は、会社法第 416 条第 4 項に基づく平成 15 年 10 月 22 日及び平成 16 年 7 月 26 日開催の取締役会における決議による委任に従い、平成 29 年 4 月 10 日付の代表執行役 CEOの決定により、新株式発行及び当社株式の売出しを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、当該新株式発行及び株式売出しにより、主要株主である筆頭株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

#### 【本資金調達の背景】

当社グループでは、平成27年から平成29年までの3カ年の中期経営計画ステージIIで進めてきた車載関連及びインダストリー分野での売上高拡大において、①車載関連では主力製品の実装率向上等によりビジネスが拡大し、メカトロニクス製品、EV(電気自動車)、HEV(ハイブリッド電気自動車)向け製品が持続的に増大しており、また②インダストリー分野では産業用機械、通信インフラ向け製品、RFID(電子タグ)製品等が順調に伸びてきている中、今後の成長が期待されるメディカル向けコイルビジネスへの開発資源重点投入が求められてきています。

こうした状況の中、来年度から始まる中期経営計画ステージIII(平成30年から平成33年までの4カ年)において、より一層ビジネスの拡大を目指すうえでは、中国・広州エリアの工場から中国内陸部やベトナムの工場への生産移管により、生産体制の最適化を進めること、車載関連製造ラインにおける自動化ラインを増やして生産性をより高めること、更には、お客様の要請に対応するために欧州エリアの工場を拡張することが不可欠となっています。また、研究開発体制を強化するために人員を拡充し、新製品・生産技術開発を加速させることにより、利益性の高い市場向け製品を開発し、市場投入していくことが求められており、このための工場拡張、研究開発設備の充実は必要不可欠であります。

以上を踏まえ、当社は引き続きコスト競争力を強化しつつも、戦略領域として位置づける車載関連・インダストリー分野への投資・開発により、更なる成長を実現すべく、本資金調達の決定をいたしました。



#### 【本資金調達の目的等】

本資金調達は、①コスト競争力を伴った生産体制の強化、最適地生産、グローバルな最適開発体制を実現すること、及び、②電装化が加速している車載関連事業における高い信頼性、耐久性に応える製品の製造・拡販を主な目的として、製造設備・研究開発設備に係る設備投資資金を確保するためのものです。本資金調達により当社グループの更なる成長に向けた中期経営計画ステージⅢに備えた戦略投資を行うとともに、財務基盤の強化が実現できるものと考えています。

- 1. 車載関連製品の需要が伸びる中、中国・華南地域に加えサテライト工場において車載関連製品の生産能力の一層の拡大を行います。生産拠点の最適化を一段と推し進め、コスト競争力の強化を実現して参ります(中国・広東省、江西省)。
- 2. 中国における生産ラインの増設、自動化を更に進め、お客様に安定的に供給できる体制を構築して 参ります(中国・広東省、広西チワン族自治区、江西省)。
- 3. 最適地生産を進める中、中国からベトナムへの民生品向け製品製造を加速させるため、ベトナム第 2工場を拡張して参ります。
- 4. 欧州において加速するEV化、HEV化の動きに対応するために欧州における生産規模の拡大を進めて参ります (ルーマニア、スロベニア)。
- 5. 顧客の求める開発スピード・製造スピードに対応するため、研究開発充実のための設備投資を行って参ります (ドイツ)。

また、本資金調達と同時に実施する株式売出しは、当社の株式分布状況の改善及び流動性の向上を図ることを目的として実施するものであります。なお、売出人からは本売出しが完了し、後記 I. <ご参考>5.(4)に記載のロックアップ期間の経過後も保有株式を売却しない方針である旨をヒアリングしております。

記

#### I. 新株式発行及び株式売出し

- 1. 公募による新株式発行(一般募集)
  - (1) 募集株式の当社普通株式2,562,000株 種類及び数
  - (2) 払 込 金 額 の 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規 決 定 方 法 定される方式により、平成 29 年 4 月 18 日(火)から平成 29 年 4 月 21 日 (金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決 定する。
  - (3) 増加する資本金及び 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資資本 準備金の額 本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。



- (4) 募集 方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行 価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額と の差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日までとする。
- (7) 払 込 期 日 平成29年4月25日(火)から平成29年4月28日(金)までの間のいずれ かの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表執行役CEO 八幡滋行に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- 2. 株式売出し(引受人の買取引受による売出し)
  - (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 3,700,000 株 種 類 及 び 数
  - (2) 売 出 人 ヤワタビル株式会社
  - (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。
  - (4) 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。 売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払 われる金額である引受価額(一般募集における払込金額と同一とする。) を差し引いた額の総額とする。
  - (5)申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日 まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
  - (6) 受 渡 期 日 平成29年4月26日(水)から平成29年5月1日(月)までの間のいずれ かの日。ただし、発行価格等決定日の6営業日後の日とする。
  - (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
  - (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表執行役CEO 八幡滋 行に一任する。
  - (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。



- 3. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記<ご参考>1. を参照のこと。)
  - (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 938,000 株

種類及び数なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。

- (2) 壳 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引 受による売出しにおける売出価格と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 938,000 株を上限として借入れる 当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表執行役CEO 八幡滋 行に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- 4. 第三者割当による新株式発行(後記<ご参考>1. を参照のこと。)
  - (1) 募 集 株 式 の 当社普通株式 938,000 株 種 類 及 び 数
  - (2) 払 込 金 額 の 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込 決 定 方 法 金額と同一とする。
  - (3) 増加する資本金及び 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資資本 準備金の額 本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (4) 割 当 先 野村證券株式会社
  - (5) 申込期間(申込期日) 平成29年5月22日(月)
  - (6) 払 込 期 日 平成29年5月23日(火)
  - (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
  - (8) 上記(5)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
  - (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表執行役CEO 八幡滋行に一任する。
  - (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。



### くご参考>

#### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3.株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集及び前記「2.株式売出し(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から938,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しです。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、938,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は、会社法第416条第4項に基づく平成15年10月22日及び平成16年7月26日開催の取締役会における決議による委任に従い、平成29年4月10日付の代表執行役CEOの決定によって、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式938,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を、平成29年5月23日(火)を払込期日として行うことを決定しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し(以下「本件募集売出し」という。)の申込期間の終了する日の翌日から平成29年5月16日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー 取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」 という。)について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式 を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につ き申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がそ の限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。



います。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数 23,944,317株

公募増資による増加株式数 2,562,000 株

公募増資後の発行済株式総数 26,506,317株

第三者割当増資による増加株式数 938,000株 (注)

第三者割当増資後の発行済株式総数 27,444,317株 (注)

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

#### 3. 調達資金の使途

#### (1)今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限5,367,300,000円については、4,450,000,000円を平成29年4月から平成30年1月までの間に当社子会社への投融資資金に充当し、残額については財務体質改善のため、平成29年12月31日までに設備投資等の目的で金融機関から借り入れた有利子負債の返済資金に充当する予定であります。具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。また、投融資先である子会社はイモビライザーアンテナやABS/ESC(注)等の車載関連製品、充電用アダプターやスマートフォン等の家電製品関連製品の製造を行っており、投融資資金の具体的な資金使途は次のとおりです。

- (注) ABS とは急ブレーキ時の車輪ロックによる滑走走行を低減する装置で、一般的にアンチロック・ブレーキ・システムと呼ばれ、ESC とは横滑りを防止する装置で、一般的にエレクトロニック・スタビリティー・コントロールと呼ばれます。
- ① Sumida Electric (JI'AN) CO., Ltd. (中国・江西省) においては、中国・広州エリアにある Sumida Electric (H. K.) Company Limited の委託加工先工場で従来生産していた家電製品関連の製品移管に加え、車載関連製品の生産能力の増強を進めるための工場増設及び車載関連製品生産ライン増設のための設備投資資金として 1,500,000,000円(平成 29 年 5 月から平成30 年 1 月までに支出予定)
- ② SUMIDA ELECTRONIC QUANG NGAI CO., LTD. (ベトナム・クワンガイ) においては、中国・広州エリアの Sumida Electric (H. K.) Company Limited の委託加工先工場から家電製品関連製品生産の移管を更に推進、拡大するために、新規自社工場建設資金として 500,000,000 円、新規工場と合わせた機能性を高める目的で、現在の賃貸工場を自社工場とするための購入資金として 500,000,000 円 (平成 29 年 6 月から平成 29 年 11 月までに支出予定)
- ③ SUMIDA ROMANIA S. R. L. (ルーマニア) においては、需要拡大が見込まれる車載関連製品の生産能力増強等の工場増設及び工場増設に伴う車載関連製品の製造機器の購入費用の一部として 250,000,000 円 (平成 29 年 8 月から平成 29 年 11 月までに支出予定)
- ④ SUMIDA Sloveni ja, d.o.o. (スロベニア) においては、需要拡大が見込まれる車載関連製品の生産能力増強等の工場増設及び工場増設に伴う車載関連製品の製造機器の購入費用の一部として100,000,000円(平成29年8月から平成29年11月までに支出予定)
- ⑤ SUMIDA AG (ドイツ) においては、新製品開発を目的とした研究開発施設拡充のための設備投資資金の一部として100,000,000円 (平成29年5月から平成29年8月までに支出予定)
- ⑥ Sumida Electric (H.K.) Company Limited (香港) においては、車載関連製品製造ラインの 増設及び、車載関連製品製造ラインの一部工程を、労働集約型から自動化型へ移行するため



なお、上記③乃至⑤において当該充当額で不足する資金につきましては、いずれも当社の自己 資金及び借入金による投融資資金で賄う予定であります。

また、当社グループの設備投資計画について、平成29年4月10日現在、その詳細は以下のとおりとなっております。

会社名 事業者名 所在 <sup>比</sup>	<b>正</b> 去以	地 セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達	着手及び完了 予定年月		完成後の
	<b>州仕地</b>			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	方法	着手	完了	増加能力
Sumida Electric (JI'AN) CO., Ltd.	中国・江 西省	アジア・パ シフィック 事業	建物/製造設備/機械	1, 500		当社による 本件調達資 金からの投 融資資金	平成 29年 4月	平成 30年 1月	(注) 2. 建物: 約6,400㎡
SUMIDA ELECTRONIC QUANG NGAI CO., LTD.	ベトナ ム・クワ ンガイ	アジア・パ シフィック 事業	建物/製造設備/機械	1,000	_	当社による 本件調達資 金からの投 融資資金	平成 29年 5月	平成 29年 11月	(注) 2 . 建物: 約10,000㎡
Sumida Electric (H.K.) Company Limited	香港	アジア・パ シフィック 事業	製造設備/機械	1, 200	_	当社による 本件調達資 金からの投 融資資金	平成 29年 4月	平成 29年 12月	(注) 2.
SUMIDA ELECTRIC (GUANGXI) CO., LTD.	中国・南 寧市	アジア・パ シフィック 事業	製造設備/機械	300	_	当社による 本件調達資 金からの投 融資資金	平成 29年 4月	平成 29年 12月	(注) 2.
SUMIDA AMERICA COMPONENTS INC.	米国・シ カゴ	アジア・パ シフィック 事業	備品	5	_	自己資金	平成 29年 4月	平成 29年 12月	(注) 2.
Sumida Electric (Changde) Co., Ltd.	中国・湖 南省	アジア・パ シフィック 事業	製造設備/機械	82	57	自己資金	平成 29年 1月	平成 29年 12月	(注) 2.
スミダ電機 株式会社	日本	アジア・パ シフィック 事業	建物付属設備/車輌/ 備品	96	5	自己資金	平成 29年 1月	平成 29年 12月	(注) 2 . 車輌:1 台
Sumida Electric (Thailand) Co., Ltd.	タイ	アジア・パ シフィック 事業	製造設備/機械	97	7	自己資金及 び借入金	平成 29年 1月	平成 29年 12月	(注) 2.
SUMIDA ELECTRONIC VIETNAM CO., LTD.	ベトナム	アジア・パ シフィック 事業	製造設備/機械	44	1	自己資金	平成 29年 1月	平成 29年 12月	(注) 2.
Guangzhou Sumida Electric Co., Ltd.	中国·広 東省	アジア・パ シフィック 事業	製造設備/機械	157	126	当社による 本件調達資 金以外から の投融資資 金	平成 29年 1月	平成 29年 12月	(注) 2.
スミダパワー テクノロジー 株式会社	日本	アジア・パ シフィック 事業	製造設備/機械	4	_	自己資金	平成 29年 5月	平成 29年 12月	(注) 2.
東莞勝美達(太平)電機有限公司	中国・広 東省	アジア・パ シフィック 事業	製造設備/機械	95	60	自己資金	平成 29年 1月	平成 29年 12月	(注) 2.



会社名 事業者名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達	着手及び完了 予定年月		完成後の
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	方法	着手	完了	増加能力
SUMIDA ROMANIA S. R. L.	ルーマニア	EU事業	建物/製造設備/機械	268	_	当社による 本件調達 金及び資本件 調達資の投 外からの投 融資資金	平成 29年 8月	平成 29年 11月	(注) 2 .
SUMIDA Slovenija, d. o. o.	スロベニア	EU事業	建物/製造設備/機械	161	l	当社による 本件調達資金 金融資金 外からの投 融資資金	平成 29年 8月	平成 29年 11月	(注) 2 .
SUMIDA AG	ドイツ	EU事業	建物/研究開発設備	276	l	当社による 本件調達資金 金融資金 外からの投 融資資金	平成 29年 5月	平成 29年 8月	(注) 2 . 建物: 約2,000㎡
SUMIDA Components & Modules GmbH	ドイツ	EU事業	製造設備/機械	1,006	241	当社による 本件調達資 金以外から の投融資資 金	平成 29年 1月	平成 29年 12月	(注) 2.
SUMIDA COMPONENTS DE MEXICO, S. A. DE C. V.	メキシコ	EU事業	製造設備/機械	275	-	当社による 本件調達資 金以外から の投融資資 金	平成 29年 5月	平成 29年 12月	(注) 2.
SUMIDA flexible connections GmbH	ドイツ	EU事業	製造設備/機械	240	_	当社による 本件調達資 金以外から の投融資資 金	平成 29年 5月	平成 29年 12月	(注) 2.
SUMIDA Lehesten GmbH	ドイツ	EU事業	製造設備/機械	140	_	当社による 本件調達資 金以外から の投融資資 金	平成 29年 5月	平成 29年 12月	(注) 2.
SUMIDA Components GmbH	ドイツ	EU事業	製造設備/機械	87		自己資金	平成 29年 5月	平成 29年 12月	(注) 2.
SUMIDA electronic Shanghai Co., Ltd.	中国・上 海	EU事業	製造設備/機械	91	_	自己資金	平成 29年 5月	平成 29年 12月	(注) 2.
SUMIDA Electronic SuQian Co., Ltd.	中国·江 蘇省	EU事業	製造設備/機械	29	l	自己資金	平成 29年 5月	平成 29年 12月	(注) 2.
vogtronics GmbH	ドイツ	EU事業	製造設備/機械	7	_	自己資金	平成 29年 5月	平成 29年 12月	(注) 2.

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
  - 2. 完成後の増加能力は合理的に算出する事が困難なため、記載を省略しております。

# (2)前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。



#### (3)業績に与える影響

今回の新株式発行は、当社グループの中長期的な成長を実現するための成長基盤の確立に寄与 し、また、自己資本比率が高まることにより、経営の安定性向上と財務体質の強化に繋がるもの と考えております。

#### 4. 株主への利益配分等

#### (1)利益配分に関する基本方針

当社は株主への利益還元として、配当による利益の配分を最優先に考え、連結配当性向 25% ~30%を勘案した配当を実施することを基本方針としています。

# (2)配当決定にあたっての考え方

配当の支払方法につきましては、年間予定配当額を4分割した金額を四半期毎にお支払いします。また、連結業績を反映させるため、連結配当性向25%~30%に適応した配当額が年間配当額を上回った場合には、当該超過額を期末配当時に追加してお支払いする方針です。

# (3)内部留保資金の使途

内部留保資金は、財務体質の強化、ならびに将来の成長力の維持のために活用していく方針です。

#### (4)過去3決算期間の配当状況等

	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期
1株当たり連結当期純利益	58.01円	87.55 円	133.02 円
1株当たり年間配当金	20.00円	26.00 円	34.00 円
(第1四半期)	(5.00円)	(5.00円)	(6.00円)
(第2四半期)	(5.00円)	(5.00円)	(6.00円)
(第3四半期)	(5.00円)	(5.00円)	(6.00円)
(第4四半期)	(5.00円)	(11.00円)	(16.00円)
実績連結配当性向	34.5%	29.7%	25.6%
自己資本連結当期純利益率	9.0%	12.0%	17.3%
連結純資産配当率	3.1%	3.6%	4.4%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
  - 2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益(又は親会社株主に帰属する当期純利益)を自己資本(純資産合計から新株予約権及び少数株主持分(又は非支配株主持分)を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。
  - 3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で 除した数値です。



#### 5. その他

(1)配分先の指定

該当事項はありません。

(2)潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づき、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行しており、その内容は平成29年4月10日現在次のとおりであります。なお、今回の公募増資及び第三者割当増資後の発行済株式総数(27,444,317株)に対する下記の交付株式残数合計の比率は1.77%となる見込みであります。

発行決定日	交付株式 残数	新株予約権 の行使時の 払込金額	行使により株式を発行 する場合の発行価格及 び資本組入額	行使期間
平成27年4月20日	170,000 株	1円	発行価格 609.6 円 資本組入額 305 円	自 平成30年3月27日 至 平成33年3月26日
平成27年4月20日	315,000 株	1円	発行価格 609.6 円 資本組入額 305 円	自 平成30年3月27日 至 平成33年3月26日

- (3)過去のエクイティ・ファイナンスの状況等
  - ①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況 該当事項はありません。
  - ②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成26年12月期	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期
始 値	518 円	830 円	760 円	1,079 円
高 値	900 円	1,064 円	1,198円	1,831 円
安 値	475 円	639 円	497 円	1,051円
終値	832 円	760 円	1,060 円	1,523 円
株価収益率	14.3 倍	8.7倍	8.0倍	_

- (注) 1. 平成29年12月期の株価については、平成29年4月7日(金)現在で表示しています。
  - 2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
- ③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等変更はありません。



#### (4)ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であるヤワタビル株式会社並びに当社株主である八幡滋行及び Yawata Zaidan Limited は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して 90 日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量 で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。



# Ⅱ. 主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じる経緯

会社法第416条第4項に基づく平成15年10月22日及び平成16年7月26日開催の取締役会に おける決議による委任に従い、平成29年4月10日付で代表執行役CEOが決定した前記「I.新 株式発行及び株式売出し」に記載の新株式発行及び株式売出しに伴い、主要株主である筆頭株主の ヤワタビル株式会社が主要株主である筆頭株主でなくなることが見込まれるものであります。

#### 2. 異動する株主の概要

(1) 名称 ヤワタビル株式会社

(2) 所在地 東京都台東区上野一丁目 19番 10号

(3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 八幡 靖利

(4) 事業内容 不動産の賃貸管理

(5) 資本金 90 百万円

3. 異動前後における当該株主の所有議決権の数(所有株式数)及び総株主の議決権の数に対する割合

	所有議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (平成 29 年 4 月 10 日現在)	48, 122 個 (4, 812, 281 株)	20. 77%	第1位
異動後	11, 122 個 (1, 112, 281 株)	4. 32%	第2位

- (注) 1. 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、平成28年12月31日現在の総株主の議決権の数231,584個を基準に算出しております。
  - 2. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、(注) 1. で用いた総株主の議決権の数 231,584 個に前記「I. 新株式発行及び株式売出し 1. 公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集により増加する議決権の数 25,620 個を加算した総株主の議 決権の数 257,204 個を基準に算出しております。

#### 4. 異動予定年月日

前記「I. 新株式発行及び株式売出し 2. 株式売出し(引受人の買取引受による売出し)」に記載の受渡期日(発行価格等決定日の6営業日後の日)。

# 5. 今後の見通し

今回の主要株主である筆頭株主の異動による業績への影響はありません。

以上